

令和 4 年 6 月 30 日現在

機関番号：32689

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2018～2021

課題番号：18K01374

研究課題名（和文）債権法改正が金融実務に与える影響に関する日仏比較法研究

研究課題名（英文）Franco-Japanese comparative legal research regarding the effects of Civil Code Reform (Law of Obligations) on financial practices

研究代表者

白石 大 (Shiraishi, Dai)

早稲田大学・法学大学院（法務研究科・法務教育研究センター）・教授

研究者番号：90453985

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,400,000 円

研究成果の概要（和文）：本研究では、債権譲渡に関する法改正の日仏比較を中心に検討した。債務者への通知・承諾を対抗要件とする日本民法の規律は、フランス法に倣ったものであるが、フランスではこれを廃止し、公示を問題としない制度に移行した。このことは、今後わが国の解釈論・立法論を考えるうえでも影響を及ぼすと思われる。また、譲渡制限特約に関して、フランスは日本の改正法以上に債権譲渡を促進する規律になっており、日本でも特別法の制定などによって譲渡を容易にすることも検討されてよい。さらに、将来債権譲渡に関してフランスでは倒産法との関係を意識した改正が行われており、これはわが国における担保法改正の議論にも示唆を与えるものである。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究は、主に債権譲渡に関する日本とフランスの法改正を比較することによって、金融法務に関するわが国の改正債権法の規律を相対化し、新たな解釈論・立法論の可能性を開く意義を有する。また、本研究はそれにとどまらず、現在わが国で進行中の担保法改正作業に対しても有意義な示唆を与えうるものであると考えられる。

研究成果の概要（英文）：This research focuses mainly on Franco-Japanese comparison of Civil Code Reform on assignment of claim. First, the fact that France abolished the requirement of notice to/consent of obligor as perfection of assignment prompts the rethink of Japanese rule, which follows the original French Civil Code. Second, as for the assignability of claims, French rule is more assignment-friendly, which implies the necessity of Japanese legislation to make assignment much easier. Finally, French reform takes into consideration the possible effects of assignment of future claims on bankruptcy of assignor; this fact serves as the reference for the current Japanese reform on surety.

研究分野：民法、債権法、金融担保法、倒産実体法

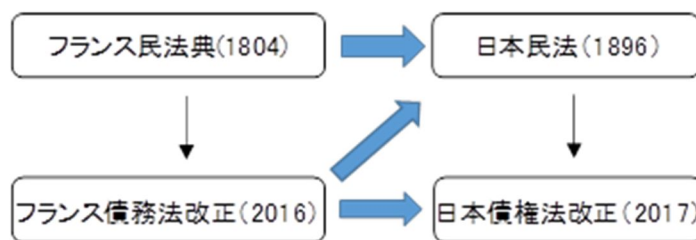
キーワード：債権法改正 金融法務 フランス法 債権譲渡 相殺 担保法改正

1. 研究開始当初の背景

わが国においては、平成 29 年 5 月に民法の債権関係の規定を改正する法案が国会で可決・成立した(その後、令和 2 年 4 月に施行された)。これは民法制定以来の大改正であり、実務に与える影響はきわめて大きいと予想された。とりわけ今次の改正では、消滅時効・保証・債権譲渡をはじめとして、金融実務に関わりの深い制度の多くについて重要な変更が施されている。したがって、改正法施行後の金融取引を円滑に進めていくためにも、新たな制度の理論的課題や問題点、さらには採り得べき実務的対応を洗い出しておくことは喫緊の課題となっていた。

一方、ここで海外に目を転じると、フランスにおいてもわが国とほぼ時期を同じくして債務法(債権法)改正の検討が進められてきたが、2016 年 2 月 10 日、わが国よりも一足先に改正が成就した。周知のとおり、わが国の現行民法は、約 120 年前にフランス法にも範をとりつつ制定されたものであり、フランス法にルーツをもつ条文・制度は多数存在する。そして、これらの条文・制度を解釈するにあたっては、母国たるフランスでの立法過程・判例・学説を参照することが一般的に行われてきた。今般、そのフランスで債務法の改正が実現したことは、わが国の改正法の解釈にあたっても無視し得ないインパクトを与えるものであるように思われた。つまり、それは以下のような意味においてである(〔図：日仏両国の債権法改正とその影響関係〕参照)。フランスにおける今般の改正は、約 200 年前の民法典制定時以降の、彼の地における社会状況の変化や新たな問題の生起に対応するものであり、母国におけるかような立法の展開を把握しておかなければ、比較法のあり方として十分とはいえない。また、わが国の債権法改正作業は、同時期に進行していたフランスの債務法改正作業の中間成果(カタラ草案、テレ草案、司法省草案など)をも参照しており、日仏の改正債権(債務)法にはいわば直接の影響関係があるといえる。

〔図：日仏両国の債権法改正とその影響関係〕



さらに、わが国の改正法が施行まで約 3 年の期間を置いたのと対照的に、フランスでは 2016 年 2 月 10 日に成立した改正法が同年 10 月 1 日よりすでに施行されていた。このため、新法が実務に与える影響がまもなく明らかになるとともに、新法のもとでどのような紛争が生じるかを実際に観察することがその後の数年以内に可能になると予想された。したがって、研究開始時から数年間のフランスの法状況を研究することは、わが国における改正債権法の施行に向けての準備に資すると考えられた。

2. 研究の目的

本研究は、上記のような問題意識に基づき、2016 年に実現したフランス債務法改正を主たる比較対象とすることによって、わが国における改正債権法の施行に向け、理論的・実務的な準備を整えることを目的とするものであった。

とはいえ、日仏いずれの国においても、改正法が対象とする範囲はきわめて広く、そのすべてについて検討を行うことは研究代表者の能力を超えられた。そこで、研究代表者は、かつて金融機関に勤務した経験を活かし、また過去の研究実績との連続性を確保するため、金融法務に関わりの深い制度に限定して本研究を行うこととした。これらは具体的には、債権譲渡、債務引受、契約上の地位の移転(契約譲渡)、弁済による代位、相殺、債権者代位権、詐害行為取消権、連帯債務などである。

また、研究代表者は、それまでに「債権の発生時期」・「権利の移転時期」・「契約の対抗」について研究を行ってきたが、これらの研究も、金融実務に関する法的問題に基礎理論を提供することを旨としたものであった。これらに関連するテーマとして、フランスでは、権利の移転要件・時期、二重譲渡における譲受人相互間の優劣、契約の相対効・対抗力、条件・期限などについての改正が行われたが、これらも広い意味では金融実務に関する問題といえる。したがって本研究では、これらも検討の対象に含めることにした。

3. 研究の方法

本研究は、前述の課題を達成するため、次の 3 点に特に意を用いつつ行った。

(1) 理論面および機能面からの多角的比較

本研究は、日仏両国における債権法（債務法）改正を経て諸制度に関する理論がどのように変容するのか、両国における理論的説明は同じか異なるか、などの問題を学術的に検討するとともに、それにとどまらず、両国での改正がどのような機能を果たし、どのような帰結を導くか、その帰結は日仏で同じかについても比較検討を行った。

(2) 倒産・執行などの関連法分野を視野に入れた分析

本研究は、日仏両国の新たな債権法（債務法）を直接の検討対象とはするものの、金融実務との関係では、倒産・執行法制との連続を意識することが欠かせない。研究代表者はかつて、動産質権や債権質権などに関し、フランスの平時実体法・執行法・倒産法における規律を横断的に検討したことがあったが、本研究においても同様の手法による分析が有益であると考えてこれを用いた。

(3) 金融実務に対する影響への留意

本研究は日仏両国の債権法（債務法）改正の比較検討を通じて金融実務に寄与することを狙いとするものであり、法改正が金融実務にどのような影響を与えるかについて、十分に注意を払いつつ研究を進めた。なお、これらのなかには、改正法が金融実務における現行の取り扱いに対して意図的に影響を及ぼそうとしたものもあるが、本研究ではそれに限らず、改正法が必ずしも意図していなかったものの、結果として金融実務に影響を及ぼすことになる可能性があるものについてもできる限り拾い上げて検討するように努めた。

4. 研究成果

(1) 研究成果の概観

本研究は、研究開始当初は上述の目的・方法におおむね沿って進んでいた。しかし、令和2年以降の新型コロナウイルス感染症の拡大により、本研究にも次のような影響が及んだ。研究代表者が所属研究機関・部局で担っていた役職の業務量が飛躍的に増大し、オンライン授業への対応等による教育面での業務負担も同様に大きく増加したため、本研究に割くべき時間を十分に確保することが難しくなった。本研究では、フランスでの現地調査を予定していたが、渡航制限によりこれを実施することができなくなった。

これらの影響を受けて、本研究では当初の予定よりもさらに対象を絞り込み、主に債権譲渡について検討を進めることにした。また、研究の方法についても、現地調査ができなくなったことをふまえて、文献から明らかになる範囲で日仏両国の制度を比較することとした。

上記の影響により、本研究は所期の目的を完全に達成することができたとはいえないが、それでも債権譲渡に関しては日仏両国の債権法（債務法）改正の比較研究を進展させることができたと考えられる。

なお、本研究の研究期間中に、日仏両国でこれまた時を同じくして担保法改正の動きが生じ（フランスでは2021年に担保法改正が実現し、日本でも法制審議会担保法制部会で改正作業が進行中である）、これは金融法務に大きな影響を与えるという点で債権法（債務法）改正と共通するものであるため、途中からはこの改正動向についても研究対象に加えることとした。

以下、(2)では、債権譲渡に関する研究成果について述べる。

(2) 債権譲渡に関する研究成果

債権譲渡の対抗要件に関する研究成果

日本の債権譲渡法制は、債権譲渡がなされた事実を可能な限り公示しなければならないという意識が根強く、債権法改正の際も、フランスのダイイ法と類似する公示性のない対抗要件制度が提案されたが支持を集められなかった。その結果、民法467条の通知・承諾による対抗要件制度は、多くの問題点を指摘されながらそのまま維持されることになった。これに対し、日本がかつて範をとったフランスでは、日本民法467条と類似の制度を廃止し、ダイイ法に倣って公示を問題としない債権譲渡制度へと舵を切った。この転換は、債権の二重譲渡が稀であるというフランスに固有の事情によるものであろうが、当初より公示を問題としない法制を採っていたドイツ法に続いて、フランスも同様の制度を採用したという事実は、今後わが国の債権譲渡法制の解釈論・立法論を考えるうえでも影響を及ぼすことになるとと思われる。他方でフランスでも、公示を問わない制度への変更に伴い、多重譲渡の問題が生じるおそれが指摘されており、譲渡の公示性の確保と手続の簡素化とのバランスをいかに図るかについてもさらに慎重な検討が必要であることが窺われる。

譲渡制限特約に関する研究成果

日本では、債権法改正によって譲渡禁止特約の効力が弱められることになったが、これに対しフランスの債務法改正では、債権を譲渡不能とする合意の有効性がはじめて明文で認められるに至った。これは一見すると、両国でまったく逆方向の改正が行われたようでもある。しかし実際には、フランスでは事業者間の取引において譲渡制限特約を無効とする規定が民法典に置かれており、全体としてみればむしろ日本の改正法以上に債権譲渡を促進する規律になっている。日本でも、改正債権法施行後の運用状況次第では、フランスのように特別法によって債権譲渡をよりいっそう容易にすることも検討されてよいと思われる。

将来債権譲渡に関する研究成果

日仏両国ではほとんど同時期に、将来債権譲渡の有効性を認める最上級審の裁判例がまず現れ、次いで将来債権譲渡に関する規定を民法典に新設する改正が行われた。この時的な符合は、

いずれの国においても将来債権譲渡を用いた金融・担保手法が注目されるようになり、そのような実務ニーズの高まりの中で新たな判例や立法が生まれたことを示唆するものである。新しいフランス法の規律は、日本法と比べると、特定可能性の要件が明文で示されていること、債権の移転時期・対抗可能時期が発生時と明記されていたことなどの相違点があった。とりわけ後者の規律の狙いは、譲渡人の倒産手続において、将来債権譲渡の効力があまりに強くなりすぎないようにする点にあったと推測される(ただしこの規律は2021年の担保法改正によって削除された)。この問題は、債務者の更生と担保権者の保護のいずれを優先するかに関わっており、わが国で現在進められている担保法改正の議論にも関連するものとして注目される。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計11件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 白石 大	4. 巻 1198
2. 論文標題 債権担保法制の立法に向けた検討課題	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 NBL	6. 最初と最後の頁 18-25
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 白石 大	4. 巻 10
2. 論文標題 複数契約の失効に関するフランス民法典の改正とクレジット取引	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 クレジット研究（CCR）	6. 最初と最後の頁 100-112
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 白石 大	4. 巻 38
2. 論文標題 再改正された担保法の概要（海外金融法の動向・フランス）	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 金融法研究	6. 最初と最後の頁 -
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 白石 大	4. 巻 36
2. 論文標題 担保法の再改正に向けた動き（海外金融法の動向・フランス）	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 金融法研究	6. 最初と最後の頁 170-176
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 白石 大	4. 巻 35
2. 論文標題 集合動産譲渡担保・所有権留保 動産所有権型担保と倒産法制の過去20年とこれから	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 論究ジュリスト	6. 最初と最後の頁 93-99
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Dai Shiraishi	4. 巻 N/A
2. 論文標題 Cession de creance a titre de garantie	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 Droit civil japonais: Quelle(s) reforme(s) a la lumiere du droit francais?, LGDJ	6. 最初と最後の頁 181-189
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 白石 大	4. 巻 1
2. 論文標題 フランスにおける将来債権譲渡法制の展開	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 池田眞朗先生古稀記念論文集『民法と金融法の新時代』	6. 最初と最後の頁 139-162
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Dai Shiraishi	4. 巻 38
2. 論文標題 La cessibilite de la creance dans le droit japonais	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 Waseda Bulletin of Comparative Law	6. 最初と最後の頁 11-19
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 セヴリーヌ・カブリヤック(白石 大 訳)	4. 巻 69-2
2. 論文標題 債権上の担保と倒産法	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 阪大法学	6. 最初と最後の頁 317-336
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 白石 大	4. 巻 30
2. 論文標題 「セキュリティ・エージェント」に関する民法典の改正－担保管理人に関する2017年5月4日のオルドナンス第748号	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 日仏法学	6. 最初と最後の頁 170-174
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 白石 大	4. 巻 2
2. 論文標題 債権譲渡の対抗要件制度に関する法改正の日仏比較	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 安永正昭=鎌田 薫=能見善久監修『債権法改正と民法学』	6. 最初と最後の頁 211-244
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計2件(うち招待講演 0件/うち国際学会 0件)

1. 発表者名 白石 大
2. 発表標題 債権担保法制の立法に向けた検討課題
3. 学会等名 日本私法学会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 白石 大
2. 発表標題 動産・債権譲渡登記の現状と課題
3. 学会等名 日本登記法研究会第3回研究大会
4. 発表年 2018年

〔図書〕 計3件

1. 著者名 田高 寛貴（分担執筆：白石 大「債権担保法制の立法に向けた検討課題」）	4. 発行年 2021年
2. 出版社 商事法務	5. 総ページ数 288
3. 書名 担保法の現代的課題 新たな担保法制の構想に向けて	

1. 著者名 磯村 保、後藤 卷則、窪田 充見、山本 敬三（分担執筆：白石 大「債権譲渡における債務者の包括的抗弁放棄の効力」）	4. 発行年 2022年
2. 出版社 成文堂	5. 総ページ数 720
3. 書名 法律行為法・契約法の課題と展望	

1. 著者名 民法理論の対話と創造研究会	4. 発行年 2018年
2. 出版社 日本評論社	5. 総ページ数 323
3. 書名 民法理論の対話と創造	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------